

議案第 100号

大津市職員の育児休業等に関する条例及び大津市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 6 月 2 4 日 (火) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市職員の育児休業等に関する条例
- ・大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

2 改正の趣旨

・仕事と生活の両立支援の拡充に向けた取組に係る地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、令和7年10月1日に施行されることに伴い、本市の関係条例の改正を行う。

3 改正内容

(1) 育児部分休業の取得パターンの多様化

育児部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき一定の時間(常勤職員にあっては、10日間にあたる77時間30分)を超えない範囲内の形態を新設し、職員はいずれかの形態を選択可能。

(2) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

職員が本人またはその配偶者の妊娠・出産に関する申し出を行った場合に、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び当該制度利用に係る意向確認のための措置を講じること。

4 実施時期

令和7年10月1日施行